

2026年度「埼玉発世界行き」奨学金 追加募集要項 (いのちとくらしを守る NISSAKU 建設・環境奨学金)

「埼玉発世界行き」奨学金は、寄附者からの貴重な御寄附と埼玉県民の税金により運営されています。十分に御理解の上、御応募ください。

1 募集期間

2026年5月7日（木）～6月5日（金）12：00（正午）

2 応募方法

下記グローバル人材育成センター埼玉のHPから様式をダウンロードし、応募申請書を作成してください。応募資格を満たすことが確認できる書類と併せて次のメールアドレスあてに添付の上、送付してください。（送付いただくファイルは合計8GB以内に収めてください。）

HP <https://www.ggsaitama.jp/for-japanese/studying-abroad/>

送付先メールアドレス global@sia1.jp（siaの次は数字の1です。）

3 併願について

すでに「埼玉発世界行き」奨学金にご応募いただいている方は、一般奨学金から1コース、冠奨学金から2コースの最大で3コースの応募が上限です。すでに3コースのご応募をいただいている場合はご応募いただけません。また、複数の奨学金に採択されることはありません。

4 応募申請に係る事項

- (1) 申請者情報（氏名、住所、留学先等）
- (2) 自己PR（300字以上、400字以内）
- (3) 学習計画等（500字以内）
- (4) 小作文「埼玉親善大使として、留学先でどのように埼玉をPRするか」（200字以内）
（埼玉親善大使については下記9の（4）を参照）
- (5) 小論文 テーマ「帰国後、留学経験を埼玉県や地域でどのように生かし、貢献できると考えるか」（400字以上、500字以内）

5 応募資格を満たすことが確認できる書類

要件を確認の上、該当する書類を添付してください。

応募時に提出する書類

冠奨学金各コース（学位取得を要件とするコース以外）	
1	写真 応募者の証明写真（申請6か月以内に撮影したもの）
2	<p>応募資格を満たすことを確認できる書類</p> <p>①埼玉県内の大学等に在籍している方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民票の写し（個人番号（マイナンバー）及び本籍地の記載がないもの。以下同様。） ・在学証明書 <p>※いずれも2026年4月1日以降に発行されたもの（以下同様。）</p> <p>②埼玉県外の大学等に在籍し、1年以上継続して埼玉県に住所を有する方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民票の写し（2026年4月1日の時点で県内に住所を1年以上継続して有することを認める書類） ・在学証明書 <p>③埼玉県外の大学等に在籍し、保護者等（成年年齢に達するまで民法上の親権者であった者）が1年以上継続して埼玉県に住所を有する方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者等の住民票の写し（2026年4月1日の時点で県内に住所を1年以上継続して有することを認める書類） ・保護者等との続柄が確認できる戸籍抄本等 ・在学証明書 <p>④大学等に在籍し、埼玉県に住所を有しない方のうち、当該大学等が埼玉県内に有するキャンパスに2年以上通学していた方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内にある大学キャンパスに2年以上通学したことを証明する書類 ・住民票の写し ・在学証明書
3	<p>外国語能力試験のスコアの写し（有効期限内のもの）又は、留学先大学において使用する言語能力を有することを証する書類</p> <p>英語は TOEFL-iBT、IELTS、英検等、中国語は HSK、他言語はそれぞれ公的試験のスコア、又は留学先大学において使用する言語能力を有することを証する日本語の書類</p>
4	<p>留学先の海外大学等や海外体験活動の受入れ団体からの入学許可書（受入通知書）の写し</p> <p>※日本語以外の言語で記載されているものは、日本語訳（本人による訳で可）を添付してください。</p> <p>※応募時点で発行されていない場合は、得られ次第提出してください。</p>

6 応募制限

次のいずれかに該当する方の応募は認められません。

- (1) 官公庁又は企業等の派遣による方
- (2) 埼玉県姉妹友好州省スカラシップ生である期間と本奨学生として留学する期間が重複する方
- (3) 過去に「埼玉発世界行き」奨学金の給付を受けた方
ただし、以下の場合は応募が可能です。
 - ① 過去に一般奨学金（学位取得）の給付を受けた方が、当該留学が継続中の場合に冠奨学金に応募する場合。
 - ② 過去に一般奨学金（高校生）の給付を受けた方が、高校卒業後に冠奨学金に応募する場合

*一般奨学金高校生コースは、2023 年度で終了。

7 選考スケジュール

- (1) 書類選考
2026 年 6 月 15 日（月）までに書類選考の結果をお知らせします。
- (2) 面接選考
書類選考に合格した方に対して、6 月下旬に実施します（場所：さいたま市内）。
面接実施日にすでに海外留学中である方に限り、オンラインによる面接も可能です。
詳細は面接選考対象者に通知します。
- (3) 最終選考結果
2026 年 7 月 21 日（火）までに選考結果をお知らせします。

8 奨学金の支給

選考結果と共に交付請求の手続方法をお知らせします。奨学金は、奨学生又は保護者等の名義の円貨口座に振り込みます。

9 奨学生の責務

奨学生は、以下の責務を負います。責務が果たされない場合、支給した奨学金の返納を求める場合があります。

(1) 壮行会・帰国報告会への参加

海外留学に出発する奨学生を送り出す壮行会と、帰国した奨学生との交流を図る会を 8 月 10 日（月）に開催予定です。原則として、この日までに留学を開始して

いる方以外は参加してください。会場はさいたま市内を予定しています。詳細については、奨学生決定者にお知らせします。

(2) 冠奨学金支援者への挨拶及び成果報告

①奨学生に決定後、出国前に冠奨学金の支援者に対し、次のいずれかの方法で挨拶を行うこと。

(ア) 壮行会 ((1) 参照) で対面

(イ) 冠奨学金の支援者を訪問

※ただし、すでに留学中で海外に滞在中の方は、オンラインや手紙等代替手段の活用によっても可。

②帰国後には冠奨学金の支援者を訪問し、成果を報告すること。

(3) 埼玉親善大使としての活動

奨学生には留学期間中、埼玉県が埼玉親善大使を委嘱します。留学先で本県のPRに努めるとともに、自分が学び経験した現地の歴史、文化、政治経済事情等について県民に紹介するレポートを提出するなど、本県の国際交流の推進に御協力ください。

(参考) 埼玉親善大使レポートのホームページ

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0306/saitamashinzentaishireport.html>

(4) 報告書等の提出

留学終了後60日以内に、以下の書類を電子データ (Word 又は PDF) で提出してください。

①留学等修了報告書 (様式)

②留学先での成績証明書の写し (インターンシップ、ボランティアプログラムに参加する方を除く)

③修学レポート「留学で学んだこと及び学んだことを今後どのように活かしていくか」(学位取得コース及び冠奨学金コースは 4,000 字以上、地域活躍コースは 2,000 字以上)

※上記 (4) でお書きいただく「埼玉親善大使レポート」とは別のものです。

(5) 帰国後のフォローアップ調査への回答

「埼玉発世界行き」奨学金の原資は埼玉県民の貴重な税金や企業・篤志家の方からの御寄附です。そのため、奨学生OB・OGの活躍状況を把握し、フォローアップや今後の施策への活用、寄附者へのフィードバックを行う必要があります。

ついては、毎年1回調査を行いますので、**奨学金支給年度の翌年度から5年間は必ず回答してください**。5年目以降についても、進路状況等をフォローアップするため調査を行うことがあります。本制度の趣旨を十分に理解し、御協力ください。

(6) 「埼玉発世界行き」 Alumni Network への加入

「埼玉発世界行き」奨学金を受給して海外に留学した方、また、これから留学する方が情報交換・交流を深めるためのネットワークです。奨学生は、同ネットワークの会員となります。

海外留学の経験を活かし、県のグローバル化へ御協力いただくとともに、このネットワークを御自身の活動に御活用いただくため、Instagramの「埼玉発世界行き」Alumni Network をフォローし、積極的に情報交換や交流をしてください。

(7) 国際施策・交流事業への協力

帰国後、埼玉県や国際交流協会が実施する事業への協力をお願いします。

(8) 社会規範の遵守

「埼玉発世界行き」奨学生としての自覚を持ち、社会規範を遵守してください。

10 奨学金交付の取消及び返還

次の場合、奨学金の交付決定を取り消し、交付済み奨学金の全部又は一部の返還を求める場合があります。

- (1) 申請時の応募資格を喪失したとき
- (2) 申請書・誓約書等の記載事項に虚偽があったとき
- (3) 在籍する大学等において懲戒処分を受けたとき
- (4) 休学、長期欠席等、学業継続の見込みがなくなったとき
- (5) 卒業の見込みがなくなったとき
- (6) 各コースが定める留学期間の条件を満たさず途中帰国したとき
- (7) 「9 奨学生の責務」を果たさないとき
- (8) 留学の目的や内容に大幅な変更があり、交付決定した内容と同等とみなされないとき（但し、天変地異等やむを得ない場合を除く）
- (9) その他奨学生としてふさわしくない行為があったとき

11 応募書類等に記載された個人情報の利用について

公益財団法人埼玉県国際交流協会が定める特定個人情報取扱規程（平成27年10月1日施行）により、個人情報を取り扱う際には適正な収集・利用・管理を行います。

なお、奨学生決定者の氏名、性別、職業・肩書、所属先、研究テーマ、壮行会時の写真及び修学レポート等の情報は、グローバル人材育成事業及び冠企業の広報等のため、公益財団法人埼玉県国際交流協会又は冠企業の広報紙等に掲載したり報道機関に提供したりすることがあります。

12 奨学生となった場合の埼玉県での個人情報の利用について

奨学生の応募書類等に記載された個人情報は埼玉県においても利用いたします。個人情報を取り扱う際には、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号）により、適正な収集・利用・管理を行います。

また、奨学生決定者の氏名、性別、職業・肩書、所属先、研究テーマ、壮行会時の写真及び修学レポート等の情報は、埼玉県のグローバル人材育成事業の広報等のため、県の広報紙等に掲載したり報道機関に提供したりすることがあります。

13 その他の注意事項

- (1) 査証の取得、留学先への手続き等は、応募者本人の責任において行ってください。
- (2) 留学中のトラブル・事故等において、国際交流協会及び埼玉県は一切の責任を負いません。
- (3) 可否に関する問合せには一切応じません。
- (4) この要項において、大学、大学院、短期大学、高等学校とは学校教育法に定めるものを言います。
- (5) この要項において、保護者等とは応募者本人が未成年である場合は民法上の親権者、成年者である場合は成年年齢に達するまで親権者であった方を言います。